

愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務委託仕様書

1 総則

(1) 業務の目的

本業務は、令和3年度に策定された「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」を受け、西条ブロック（新居浜市、西条市及び四国中央市）の将来的なブロック内での施設集約を目指す目標に対して、新居浜市及び西条市で構成する新居浜・西条地区広域行政圏協議会（以下「甲」という。）と四国中央市（以下「乙」という。）が共同で課題や費用等を含めた具体的な検討及び実現可能性を調査することを目的とする。

(2) 委託業務名

愛媛県東予東部ごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性調査業務

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和5年3月27日まで

(4) 業務委託内容

業務委託内容は、概ね次を参考とするものとする。なお、ウ、エについては、比較検討のため、甲の構成市及び乙がそれぞれ単独で施設整備を行う場合、甲の構成市で施設集約化を行う場合、甲の構成市及び乙の3市で施設集約化を行う場合について検討を行うものとする。

ア 基本的事項の整理

イ 西条ブロックのごみ処理の現状と課題

ウ 西条ブロックのごみ処理施設広域化・集約化に向けた具体的な検討

エ 費用負担の在り方検討

(5) 提出書類

受託者（以下「丙」という。）は、「(15) 提出書類」及び「(16) 成果品として提出するもの」に定める書類その他必要な書類を提出しなければならない。

(6) 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討及び管理は、丙が行う。ただし、甲の構成市又は乙が所有し、業務上必要と判断される資料は協議の上、甲の構成市又は乙から丙に貸与することができる。

この場合において、丙が貸与を受ける資料については、借用時に一覧を作成の上、甲の構成市又は乙に提出し、甲の構成市又は乙が返却を求めたとき又は業務完了時に、貸与時の状態で返却しなければならない。なお、複写は、協議の上可否を判断するものとする。

(7) 関係法令の遵守

丙は、本業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(8) 秘密の保持と中立性の義務

丙は、本業務によって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

(9) 業務の管理

丙は、協議及び打合せに際し、その都度議事録を作成し甲の構成市及び乙に提出しなければならない。

(10) 業務管理体制

丙は、業務の円滑な進捗を図るため、次のいずれも1年以上直接雇用している技術者を配置しなければならない。なお、照査技術者は管理技術者及び主担当技術者と兼任できないものとする。

ア 管理技術者（主任技術者）

技術士（総合技術監理部門-衛生工学又は衛生工学部門（廃棄物関係））の資格を有し、かつ、平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画の業務実績を有する者

イ 照査技術者

平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画の業務実績を有する者

ウ 主担当技術者

平成24年度以降に業務が完了した廃棄物処理の広域化もしくは集約化の検討に係る業務又は一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の施設基本計画の業務実績を有する者

(11) 検査

本業務は、甲及び乙の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備又は誤りが発見された場合、丙は速やかに訂正しなければならない。

(12) 疑義の解決

丙は、本業務内容説明書の記載事項に疑義が生じた場合、甲及び乙と十分な打合せ又は協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

(13) 業務の変更及び停止

甲又は乙は、必要と認めたときは、業務の変更又は停止を命ずることができるものとする。この場合の契約の変更は、協議の上、変更内容を決定するものとする。

(14) 関係官公庁との協議

丙は、関係する官公庁との協議を必要とするとき又は協議を求められたときは誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく甲及び乙に報告するものとする。

(15) 提出書類

丙は、業務の着手時及び完了時に次の書類を提出しなければならない。

ア 着手時

- (ア) 業務着手届
- (イ) 課税事業者届出書
- (ウ) 管理技術者、照査技術者及び主担当技術者の届及びその経歴書
- (エ) 業務工程表
- (オ) その他必要な書類

イ 業務完了時

(ア) 業務完了報告書

(イ) 業務完了検査請求書

(ウ) 成果品

ウ 協議及び打合せ時

(ア) 議事録

エ 随時

(ア) その他甲が指示する書類

(16) 成果品として提出するもの

ア ごみ処理施設広域化・集約化検討業務報告書 7部

イ その他必要な書類 一式

ウ 上記に関する電子データ 一式

(17) その他

本仕様書は、主要な事項について示しており、記載及び指示のない事項で、当然実施しなければならぬものについては、丙の責任で実施するものとする。

本業務の契約は、甲、乙及び丙の3者で締結するものとする。

本業務の契約額に係る負担は、甲が三分の二、乙が三分の一とし、それぞれ丙の請求により支払うものとする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合は、乙の負担とする。

2 業務内容

(1) 基本的事項の整理

本業務は、西条ブロックの将来的なごみ処理施設広域化・集約化に向けた背景、目標及び検討課題等の基本的事項を整理する。

(2) 西条ブロックのごみ処理の現状整理

本業務は、西条ブロックの各構成市におけるごみ処理の現状について整理する。

ア 人口及びごみ排出・処理量の実績と推計

西条ブロックの各構成市の人口及びごみ排出量の実績と推計について、関連上位計画等を基に整理する。

イ 分別・収集区分及び収集形態

西条ブロックの各構成市の現在の分別・収集区分及び収集形態について整理する。

ウ ごみ処理施設の整備状況等

西条ブロックの各構成市のごみ処理施設の整備状況等（施設概要、位置、維持管理等）について整理する。

エ ごみ処理経費

西条ブロックの各構成市の現在のごみ処理経費（収集運搬費、施設運転管理費、施設維持管理費、最終処分費等）について整理する。

オ 温室効果ガス排出量

西条ブロックの各構成市の現在のごみ処理に伴い発生する温室効果ガス排出量について整理する。

(3) 西条ブロックのごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性に向けた具体的な検討

本業務は、西条ブロックの将来的なごみ処理施設広域化・集約化の実現可能性に向けて、概ね以下の項目について、具体的な検討を行うものとする。なお、検討にあたっては、ごみ処理広域化・集約化に関する国・県の通知・計画等の検討項目に留意するとともに、甲の令和3年度調査研究報告書にも留意するものとする。

ア 広域化・集約化対象施設の整理

西条ブロックの各構成市のごみ処理施設のうち、将来的な広域化・集約化の対象とする施設について整理する。

イ 集約化手法等の整理

広域化・集約化の手法、PPP・民間連携、処理方式等について整理する。

ウ 広域化・集約化対象施設の施設規模の設定

将来的な広域化・集約化対象施設の適正な施設規模について設定する。

エ 集約化施設の候補地の整理

甲及び乙が指示する集約化施設の候補地について整理する。

オ ごみ処理広域化・集約化に対する評価

(ア) 定性評価

安定的なごみ処理継続性、各種合意形成等の観点から、従来のごみ処理を継続した場

合との比較を行う。

(イ) 定量評価

ごみ処理事業経費、温室効果ガス排出量等の観点から、従来のごみ処理を継続した場合との比較を行う。

(ウ) 総合評価

(ア) (イ) の総合的な観点で、将来的なごみ処理の広域化・集約化の実施効果について総合評価を行う。

カ 想定スケジュール

集約化対象施設の更新時期を参酌のうえ、集約化の想定スケジュールを検討する。

キ 各構成市間での検討・調整事項等

将来的なごみ処理施設広域化・集約化を進めていくうえで、検討・調整が必要な事項について整理する。